

第3次由利本荘市食料・農業・農村基本計画
～ 夢のある農業・農村の実現に向けて ～



令和3年3月
秋田県由利本荘市

【 目 次 】

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけと計画期間	2
第2章 食料・農業・農村に関する現状	4
1. 農業を取り巻く情勢	4
(1) 国内外の人口とライフスタイルの変化	4
(2) 食料安全保障の確立	4
(3) 農業の持続性確保に向けた取組み	4
(4) 食料自給率の推移	5
(5) スマート農業の加速化	5
(6) 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮	5
(7) 災害や家畜疾病、気候変動等への対応強化	5
(8) 農業・農村の所得の増大に向けて	6
(9) SDGsを契機とした持続可能な取組み	6
2. 由利本荘市の現状	7
(1) 概要	7

①位置・地勢	7
②社会的、経済的条件	7
(2) 農業・農村の現状	8
①農業の現状	8
②農村の現状	8
第3章 基本計画の目指す方向	9
1. 由利本荘市の目指す将来像	9
2. 基本計画の推進のための基本理念	10
3. 計画を推進するための関係者の責務と役割	10
4. 施策の体系図	13
第4章 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	14
第1節 食料に関する施策(食料の安定供給の確保)	14
1. 現状と課題	14
2. 主要施策	14
(1) 食料の安全性及び安心の確保	14
(2) ブランドの確立、流通・消費の活性化	15
(3) 食育、食農教育・知識の普及	16

第2節 農業に関する施策(農業の持続的発展)	17
1. 現状と課題	17
2. 主要施策	17
(1) 自然環境機能の維持増進	17
(2) 食料自給率の向上	18
(3) 農業経営の安定	18
(4) 担い手の育成及び確保	18
(5) 生産基盤及び優良農地の確保	19
(6) 女性農業者が持つ力の発揮	19
(7) 農産品等研究開発及び製品化の推進並びに6次産業化	19
(8) 農業に関する団体等への支援及び連携	20
第3節 農村に関する施策(農村の振興)	21
1. 現状と課題	21
2. 主要施策	21
(1) 自然環境と共生する農村振興	21
(2) 良好な定住の場及び良好な交流の場の形成	22
(3) 中山間地域等への支援	22
(4) 集落機能の維持活性化及び持続的自立的発展に必要な条件整備	22

第5章 基本計画の着実な推進に必要な事項	23
1. 農業関係機関等との連携	23
2. 基本計画の着実な実施と評価	23
第6章 総合資料	24
1. 由利本荘市食料・農業・農村基本条例	24
2. 由利本荘市食料・農業・農村基本資料	別冊

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1. 国の動向

(食料・農業・農村基本計画)

国は、平成11年7月に「食料・農業・農村基本法」を制定し、これに基づき平成12年3月に「食料・農業・農村基本計画」を策定しました。その後、5年ごとに計画の見直しが行われ、令和2年3月に、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立することを基本的な方針とし、計画変更されました。

(農林水産業・地域の活力創造プラン)

平成25年12月に農業政策のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」が閣議決定され、その後、国の産業競争力会議や規制改革会議の議論等を踏まえ、平成30年6月までに4度の改訂を重ねてきました。同プランでは、4つの柱を軸に政策を構築し、農林水産業を成長産業として強化していく「産業政策」と国土保全や多面的機能を発揮する「地域政策」を車の両輪として推進することにより、農業・農村の所得を今後10年間で倍増させることを目指しています。

2. 秋田県の動向

(農林水産業・農山漁村振興基本計画)

秋田県では、平成15年3月に「秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例」を制定するとともに、条例に基づき、平成22年度「ふるさと秋田農林水産ビジョン ―農林水産業・農山漁村振興基本計画―」を策定しています。現在は、平成30年度から令和3年度までの計画期間で、「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」を策定し、新たなる施策を展開しています。

3. 由利本荘市の動向

(条例の制定)

本市では、平成23年3月25日に「由利本荘市食料・農業・農村基本条例」(以下、「基本条例」という。)制定し、同年4月1日施行しました。

条例では、食料、農業、農村の各分野の基本理念を掲げ、基本理念を達成するために、市、農業者、農業団体の責務、市民、事業者の役割や、15項目の基本的施策を示しています。さらに条例では、その15項目の基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する基本的な計画を策定することを定めています。

(計画の策定)

由利本荘市の農政は、農業者をはじめ、農業団体、行政等が一体となり特に本市の恵まれた自然環境と調和した持続可能な農業やゆとりある農業経営、活力とうるおいのある農村づくりなど、地域や農業者の主体的な取組みを推進してきました。

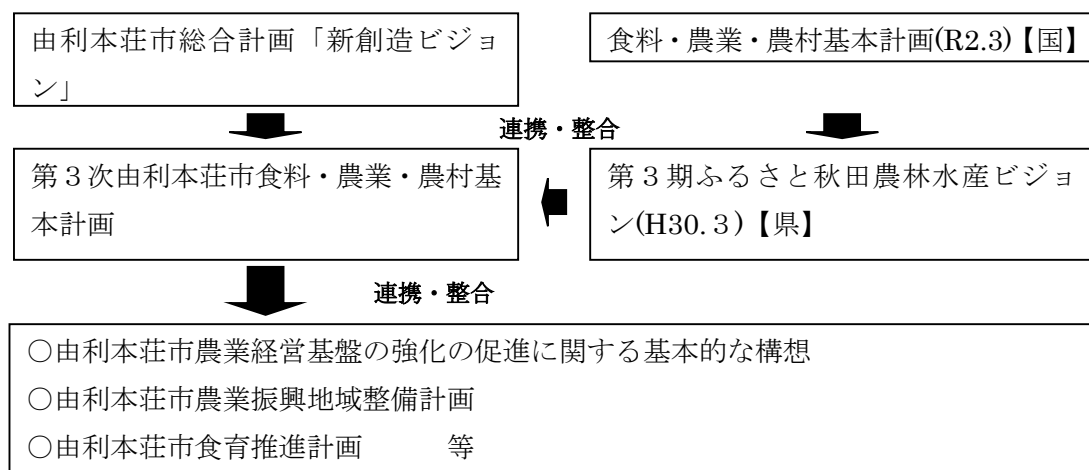
そのような中、農業者・農業団体、消費者、事業者、学識経験者等から構成する「由利本荘市食料・農業・農村政策審議会」にて議論が重ねられ、平成24年3月に、平成27年までの5年間の計画期間とする「由利本荘市食料・農業・農村基本計画」を、また平成28年3月には「第2次由利本荘市食料・農業・農村基本計画」を策定しました。

国や秋田県の動向に的確に対応し、今後重点的に取り組む農業及び農村に関する課題や施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次由利本荘市食料・農業・農村基本計画」(以下、計画という。)を策定するものです。

第2節 計画の位置づけと計画期間

1. 計画の位置づけ

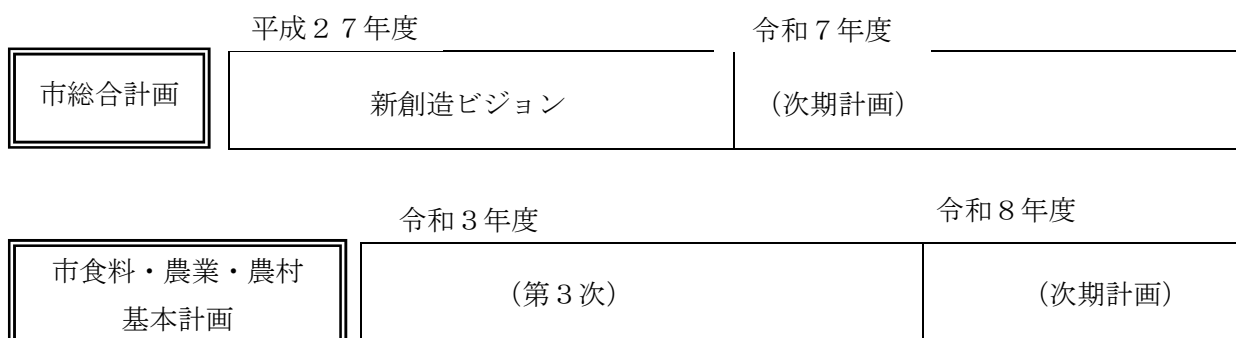
本計画は、由利本荘市食料・農業・農村基本条例のもと、「由利本荘市総合計画 新創造ビジョン」、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」や「秋田県農林水産業・農山村漁村振興基本計画(第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン)」などとの整合性を図りつつ、本市における食料、農業、農村の総合的な振興を推進するための基本指針として位置づけるものです。



2. 計画の期間

本計画の期間を令和3年度からの5年間とし、目標年度を令和7年度とします。

社会経済情勢の変化や市総合計画の見直しなどにより、この計画の推進に大きな影響がある場合には、地域の実情を踏まえながら、由利本荘市食料・農業・農村政策審議会等の意見を聞いて、計画の見直しなど必要な措置を行います。



【参考】

・ 由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」

将来の都市像の「人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）」を実現するための施策の体系を明らかにするとともに、由利本荘市のすべての計画の基本となる計画です。

◎まちづくりの基本理念

〔Ⅰ〕人と豊かな自然がつなぐ、健やかで創造性あふれるまちづくり

〔Ⅱ〕交流とにぎわいを生み出す、生き活きと躍動するまちづくり

〔Ⅲ〕住民自治と協働の精神に基づく、可能性豊かで自立したまちづくり

◎まちづくり基本政策

基本政策1 力強い産業振興と雇用創出

基本政策2 安全・安心・快適な定住環境の向上

基本政策3 笑顔あふれる健康・福祉の充実

基本政策4 ふるさと愛を育む次代の人づくり

基本政策5 市民主役の地域づくりと市政経営

計画期間：平成27年度～令和6年度

第2章 食料・農業・農村に関する現状

1. 農業を取り巻く情勢

(1) 国内外の人口とライフスタイルの変化

国内における農産物・食品については、消費者の低価格志向が続く上に、今後本格的な少子高齢化・人口減少により、消費の減少が見込まれます。また、単身世帯や共働き世帯の増加など社会構造やライフスタイルの変化に伴い、食の外部化・簡便化志向が高まると考えられ、今後はこうした需要に対応した生産活動を展開していくことが必要になります。

一方、海外においては、人口増加・所得向上により、農林水産物・食品の市場は平成27年の890兆円から令和12年には1.5倍の1,360兆円に拡大すると見込まれるほか、TPP11、日米貿易協定等による経済連携など、新たな国際環境への対応が求められます。

(2) 食料安全保障の確立

国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入及び備蓄を適切に組み合わせることにより確保する必要があります。

また、凶作、輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限必要とする食料の供給の確保を図る必要があります。

農業者や農地面積の減少等の情勢変化を踏まえれば、普段から農業の担い手や必要な農業労働力、農地面積、農業技術を確保しておくことにより、この国の食料安全保障をより確かなものとしていくことが重要になってきます。

(3) 農業の持続性確保に向けた取組み

国では、農地面積については、439万7000ヘクタール（令和元年）から414万ヘクタール（令和12年）に、農業労働力（農業就業者数）については、208万人（平成27年）から140万人（令和12年）になると見通しています。

これらの農業者等の大幅な減少により、農業の持続性が損なわれる地域が発生する事態が懸念されることから、これを防ぎ、成長産業として発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要になってきます。人・農地プランによる地域農業の点検の加速化、各種施策の一体的な実施による効率的かつ安定的な経営を目指す経営体を含む「担い手」の育成・確保や農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化、また、そのための農業生産基盤整備の効果的な推進が課題となります。

こうした観点から、経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、需要に応じた生産体制の整備、生産性の向上等を進め、農業経営の底上げを図り、農業を国際競争や災害にも負けない足腰の強い産業にしていくための施策を展開する必要があります。

(4) 食料自給率の推移

日本の食料自給率は、平成30年は供給熱量ベースで37%、生産額ベースで66%となっています。国では、食料自給率の目標を令和12年までに供給熱量ベースで45%、生産額ベースで75%にすると設定しており、そのために国内農業の生産基盤を強化し、国内生産を維持・拡大するとともに、農産物の消費を促すことが重要になります。

(5) スマート農業の加速化

人口減少社会に入り、産業競争力の低下や地域社会の活力低下が懸念される我が国において、デジタル技術の活用による産業や社会の変革（デジタルトランスフォーメーション）は極めて重要な課題です。ロボット、AI、IoTなど社会の在り方に影響を及ぼすデジタル技術が急速に発展する中、政府においても「Society 5.0」を提唱し、近年、ドローンやデータを活用した生産性を高める技術が農業分野においても実用段階に入った今こそ、その社会実装を強力に推進する必要があります。今後の農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためには、デジタル技術の活用により、データ駆動型の農業経営を通じて消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供していく、新たな農業への変革を実現することが不可欠です。

(6) 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮

農村、特に中山間地域では、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行しており、今後、地域内の共同活動や保全管理活動が成り立たなくなり、集落機能の維持が困難な地域が増加するのみならず、生活インフラも維持できなくなるおそれがあります。

一方、「田園回帰」による人の流れは、全国的な広がりを持ちながら継続しており、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価され、農業と他の仕事を組み合わせた働き方である「半農半X」、デュアルライフやサテライトオフィスなどの多様なライフスタイルの普及や、関係人口の創出・拡大、インバウンド需要の取り込みが、地域活性化に貢献する動きが見られます。

(7) 災害や家畜疾病、気候変動等への対応強化

近年、大規模な自然災害が頻発し、農業関係の被害額は増加傾向にあります。特に、平成30年、令和元年は、度重なる大規模災害により、被害額は平成23年の東日本大震災を除くと過去10年で最大規模となりました。全国各地で頻発する大規模災害を踏まえ、予防的対応と発生後の迅速な対応、リスクへの備えとして農業保険の普及促進と利用拡大が急務となります。

また、地球温暖化等による気候変動は、我が国だけでなく、各国の農業生産や国民生活に様々な影響を及ぼします。このため、令和12年度に日本の温室効果ガスを平成25年比で26%削減するとの政府目標の達成に向け、農業分野においても、有機農業をはじめ

とする環境に配慮した持続可能な農業生産を推進する必要があります。

(8) 農業・農村の所得の増大に向けて

農業・農村が持続可能なものとなるためには、農地の集積・集約化や園芸作物の生産拡大、肉用牛・乳用牛の増頭・増産により、生産基盤を強化しつつ、農業・農村の持つ多様な地域資源を活かして輸出にもつながる魅力的な商品を生み出すことが求められます。これにより、新たな市場を開拓し、農業・農村の所得の増大と地域内での再投資、更なる価値の創出という好循環を生み出していくことが重要です。

(9) SDGs を契機とした持続可能な取組み

平成27年の国連サミットにおける「持続可能な開発目標 (SDGs)」の採択以降、SDGs への関心は世界的に高まっており、それとともに、SDGs に対する国内の取組みも官民間問わず、着実に広がってきています。

農業生産活動は、自然界の物質循環を活かしながら行われ、環境と調和した持続可能な農業の展開は重要なテーマです。これを進めるため、食料・農業・農村分野においても、経済・社会・環境の諸問題に統合的に取り組み、環境に配慮した生産活動を積極的に推進するとともに、これにより生み出される価値を「見える化」し、消費者の購買活動がこれを後押しする持続可能な消費を促進するとともに、農村を含めた地域においても持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

2. 由利本荘市の現状

(1) 概要

①位置・地勢

由利本荘市は平成17年3月22日に1市7町（本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町）による広域合併が行われ誕生した市です。本市は秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、湯沢市等に接し、県庁所在地である秋田市には20km～75kmの圏内にあります。南に標高2,236mの秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し、中央を1級河川子吉川が貫流して日本海に注ぎ、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の3地帯から構成されています。面積は、1,209.59㎢（東西約32.3km、南北約64.7km）で秋田県の面積の約10.4%を占めています。

地目別では、山林が約903㎢で74.6%、農用地が約129㎢で10.6%、宅地は約25㎢で2.1%となっています。気象をみると、県内では比較的温暖な地域であるものの、海岸地域から内陸高地までの標高差が大きく、平均気温は本荘地域で12.9℃、矢島地域で11.6℃、最深積雪は本荘地域で25cm、矢島地域で104cm（平均気温、最深積雪ともに令和元年数値）と、沿岸部と内陸部で気象条件が異なります。

②社会的、経済的条件

平成27年国勢調査における就業構造は、就業者総数38,878人のうち第1次産業11.1%（昭和60年比12.4ポイント減）、第2次産業30.5%（同6.2ポイント減）、第3次産業57.3%（同17.6ポイント増）で、農業を主とした第1次産業就業者人口は、近年の農業情勢に伴い著しく減少しており、社会経済の変化により第2次産業は微減、第3次産業は増加傾向が強まっています。

本市には、日本海沿岸東北自動車道のほか、幹線道路である沿岸部の国道7号線からほぼ放射線状に国道105号、107号、108号、また341号、398号が走っています。また、鉄道網は、新潟から青森を結ぶJR羽越本線のほか、第3セクター鉄道として本荘～矢島間を結ぶ鳥海高原鉄道があり、市中心部から広域的に交流できる交通網となっています。このように高速道路や鉄道の陸路といったアクセスの優位性を最大限発揮し、農・商・工に加え観光分野が連携しながら、産業・経済の発展を目指す必要があります。

(2) 農業・農村の現状

① 農業の現状

本市では、地域ブランドの育成を柱に、農業の競争力強化を進めており、これまで、秋田由利牛、秋田鳥海りんどう、プラム、ジャージー牛、りんごの5品目の生産組合と連携して地域ブランド化に取り組んできております。

また、適地適作による特産物開発、6次産業化への取り組みの促進、農業夢プラン事業による農畜産物の生産量の増加、学校給食などへの地産地消の継続など、生産者と一体となって取り組んでいる農産物の商品力向上と販路拡大が成果となって表れています。

今後も、米を含めた地場農産物のブランド化を推進し、生産・加工・販売・マーケティングにわたり、戦略的に取り組む必要があります。

農家の高齢化と担い手不足に伴う生産力低下、不作付地の拡大といった課題を克服するため、集落営農の構造再編による経営強化や一戸一法人などの多様な担い手の確保に力を入れており、農業経営体の農業生産構造の変革や農地の団地化・集約化をより一層進めていく必要があります。

畜産農家では農家戸数は減少傾向にあるものの、新規就農者及び飼育頭数は増加しており、引き続き、意欲ある畜産経営者の育成はもとより、秋田由利牛ブランドの確立に向けた、戦略的な取り組みが必要であります。

② 農村の現状

農村部の人口は、今後も減少傾向が続くものと見込まれます。特に、中山間地域の農村では、都市部と比較して老年人口の割合が高く、過疎化、高齢化が進行し、将来的に限界集落・消滅集落へ進んでいくものと危惧されます。また、非農家率が高くなることにより、農地や農業用水利施設、生活環境施設の維持管理に影響を及ぼすばかりでなく、農地のもつ多面的機能が失われることにより大規模災害の危険性の高まりや支援コストの増大が懸念されます。これらにより、集落機能の低下は農村の景観を失わせることにもつながり、農村住民のみならず、都市住民の癒しの場を奪ってしまうことにもなりかねません。

農村を維持し、次の世代に継承していくために、所得と雇用機会の確保や、農村に住み続けるための条件整備、農村における新たな活力の創出といった視点から、幅広い関係者と連携した「地域政策の総合化」による施策を講じ、農村の持続性を高め、農業・農村の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮していくことが必要になっていきます。

第3章 基本計画の目指す方向

1. 由利本荘市の目指す将来像

由利本荘市は、山・川・海を持つ豊かな自然環境や広大な農地をはじめとした地域資源を有しています。「夢のある農業・農村の実現に向けて」をスローガンに、地域資源を活かした農業の育成を目指していきます。

基本的視点

- 農業・農村は、私たちが生きていく上で欠かせない食料を供給しています。生活の基礎として重要な食料を安定的に供給するためには、活力があり持続可能な農業生産を目指すことが必要であり、市民が求める「安心・安全でおいしい農産物を生産する」とともに、「地域の食文化を支える」ことが必要であると考えます。
- 農業が持続的に発展するためには、意欲ある担い手が継続的に確保される必要があることから、農業が「儲かる産業」「成長する産業」として夢を持てるものにしていく必要があります。また、経営規模や経営形態、年齢の別にかかわらず、経営発展の段階や中山間地域等の地理的条件、生産品目の特性などに応じ、多様な農業者が従事しやすい環境を整える必要があります。そのためには、消費や生産、都市と農村の交流などの機会を充実させることで、農業と市民との新たな関係を築き、「地域全体で農業を支えていく」ことが必要と考えます。
- 農業は、食料を供給することのみならず、水田農業を始めとして、生産活動を通じた国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承等の多面的機能を有しており、農業が「都市の環境を支える」、「地球環境を守りはぐくむ」ことを農業者や市民が理解し、認識することが重要であると考えます。
- 農業や農村に活力が無くなると農地の荒廃が進み、食料供給や国土の保全等、農業・農村の役割を十分に発揮することができなくなります。そのためにも、耕作放棄地の予防や解消に向けた対策と既存農地の確保、さらには地域の条件に応じた農業基盤整備を図ることが必要であります。様々な機能を持つ農地を永続的なものにするため、「農業・農村を市民一人一人が共有する財産としてその価値を認める」ことと考え、以上を基本視点といたします。

2. 基本計画の推進のための基本理念

・基本計画を着実に推進するためには、条例第2条に定めた基本理念を市、農業者をはじめ市民全体が共通の認識とすることが重要になります。

①食料のあり方について

安全で安心できる食料を安定的に生産し供給することにより、食料に対する信頼を確保することとします。

地域で生産される食料の、地域での流通及び消費を促進することとします。

食の重要性に対する理解を深め、地域固有の食文化の再評価と継承による食資源の価値化と食育を推進することとします。

②農業のあり方について

担い手またはその後継者を確保育成することとします。

自然環境との調和を推進し、農地、農業用水その他の農業資源の保全及び利活用が促進され、自然循環機能を維持増進することとします。

収益性の高い農業経営の確立を図り、地域の特色が生かされた持続的な農業を展開することとします。

③農村のあり方について

多面的な機能を活かした生産及び生活の調和を図ることとします。

安心して暮らせる生活支援の仕組みを形成することとします。

自然環境並びに地域の営みを資源として地域力が形成され、自然及び人間が共生できる調和の取れた生活・定住・交流の空間として整備かつ保全することとします。

④水産業や林業への配慮について

農業生産活動は、例えば農業排水は内水面魚および海面魚等へ影響すること、中山間地の農地の保全は里山の保全に関与すること等から、農業振興にあたっては水産業や林業へ配慮することとします。

3. 計画を推進するための関係者の責務と役割

①市の責務（条例第4条）

市は条例に定める基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施するものとします。

市は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるときは、国及び県と連携するとともに、国及び県に対して施策の提言を積極的に行うよう努めるものとします。

市は、食料、農業及び農村に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する市民の理解を深めるよう努めるものとします。

市長は、施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるものとします。

② 農業者の役割（条例第5条）

農業者は、自ら安全な食料の生産者であり、かつ農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産する食料について積極的に情報を発信するとともに、安全で安心できる食料を安定的に生産及び供給し、農業及び農村の振興に関し主体的に取り組むよう努めるものとします。

③ 農業団体の役割（条例第6条）

農業団体は、食料、農業及び農村に関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるとともに、市に対し食料、農業及び農村に関する施策を提言し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

農業団体は、専ら農業を営む者及び経営意欲のある農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができるよう生産、流通その他必要な施策を講ずるものとします。

④ 市民の役割（条例第7条）

市民は、食料、農業及び農村が日常生活に果たしている役割の重要性についての理解及び関心を深め、地域で生産される農畜産物を積極的に消費し、健康で豊かな食生活の実践に努めるものとします。

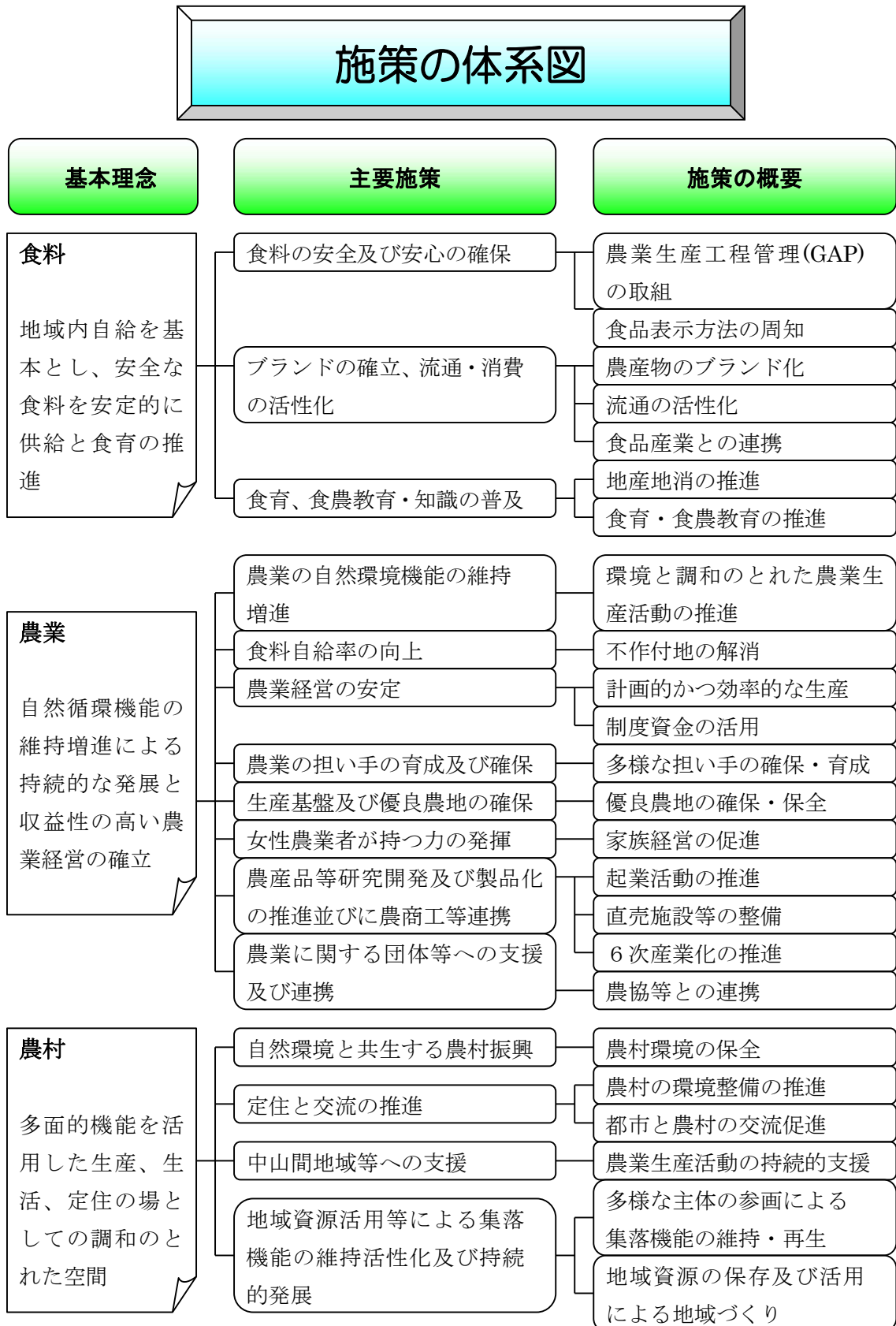
⑤ 事業者の役割（条例第8条）

食品産業の事業者は、食料、農業及び農村が日常生活に果たしている役割の重要性についての理解及び関心を深め、地域で生産された農畜産物を積極的に活用し、安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとします。

【 由利本荘市食料・農業・農村基本条例の体系図 】



4. 施策の体系図



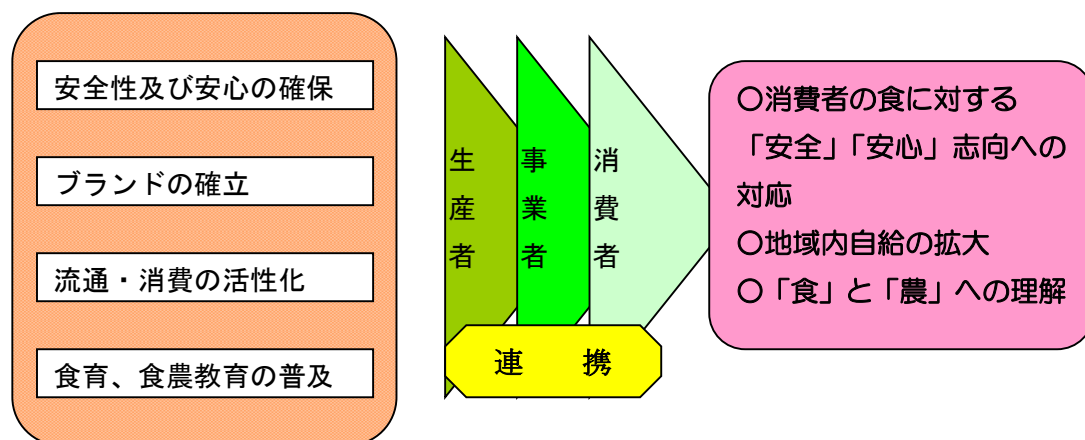
第4章 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

第1節 食料に関する施策（食料の安定供給の確保）

1. 現状と課題

農業・食料関連産業は、国内総生産が全経済活動（545兆円）の1割に相当する55兆円と、日本の経済活動において重要な地域を占める中、高齢化やライフスタイルの変化による食の外部化・簡便化の進展等を踏まえ、消費者や実需者ニーズの多様化・高度化への対応を進めつつ、関係者の連携・協働による新たな価値の創出を推進する必要があります。また、拡大する海外需要に対応するため、関係機関との連携による輸出促進や日本食・食文化の海外普及や食産業等の海外展開等の取り組みが求められます。

さらには、食料の安定供給の前提である食品の安全確保と食品に対する消費者の信頼確保、食生活・食習慣の変化等を踏まえた食育や消費者と生産者の関係強化を進めるほか、食料供給に係るリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立が必要になります。



2. 主要施策

(1) 食料の安全性及び安心の確保

① HACCPに沿った衛生管理

平成30年6月に食品衛生法が改正され、食品を扱う全ての事業者にはHACCPに沿った衛生管理が求められることとなり、令和3年6月からは完全義務化となります。

直売所等で食品を販売している農業者が、法改正に適切に対応し、事業が継続出来るよう研修会等を通じて周知に努めます。

②食品表示の適正化等

平成29年9月に食品表示基準が改正・施行され、国内で作られたすべての加工食品に対して、原料原産地表示を行うことが義務づけられており、令和3年度末に義務化の経過措置が終了することから、経過措置期間内に確実に表示されるよう、農林漁業者や中小食品産業事業者への周知に努めます。

(2) ブランドの確立、流通・消費の活性化

①市場価値の高い産地形成の取組

・地域特有の風土にあった適地適作を促進し、地場農産物の市場価値を高める取組を支援します。

②流通の活性化

・農協や卸売市場などの集出荷組織と生産者が連携し、計画的な生産出荷及び販売体制の構築を図るとともに、生産者と消費者とのインターネット等を通じた直接取引など、多様な販売方法の確立に向けた取組を推進します。

・個人、法人にかかわらず、生産者同士の連携による販路の拡大や多様なニーズに対応できる輸送体系確立のための取組を支援します。

③需要に応じた新たなバリューチェーンの創出

これまでの6次産業化の取組を発展させ、農業と、食品製造業などの2次産業、観光業などの3次産業との積極的な連携による付加価値の高いビジネスの創出を推進します。

(3) 食育、食農教育・知識の普及

①地産地消の推進

・地産地消の取組の核となる直売所において、取り扱う地場農産物の品目数量の拡大や直売所間の連携を通じ地場農産物のさらなる利用拡大を促進します。

・農産物の消費拡大につなげるため、地域の農産物の安定供給体制を構築することを通じ、学校や病院、介護施設等における地場産食材の活用や地産地消を推進します。

②食育・食農教育の推進

・食生活の多様化や世代の特性等も踏まえながら食育を推進するとともに、栄養バランスに優れた「日本型食生活」を、食生活・食習慣の変化に対応しつつ展開します。また、関係機関と連携しながら、伝統食や伝統野菜などの地域資源を活用した食育の実施に努めます。

・子ども向けや親子での食育料理教室の開催を通して、食べ物を選ぶ力、食べ物の味がわかる力、料理ができる力、食べ物のいのちを感じる力、元気なからだがわかる力を習得できるように支援します。

◇ 地場産物の活用状況：25.0%（令和元年度調査）

※ただし県の主要野菜15品目における秋田県内産の割合

今後の目標値

令和3年度：33.0% → 令和7年度：35.0%

※主要野菜15品目（（じゃがいも、にんじん、ほうれん草、ピーマン、長ねぎ、キャベツ、タマネギ、ごぼう、きゅうり、大根、白菜、トマト（ミニ）、生しいたけ、アスパラガス、小松菜）

出典：由利本荘市食育推進計画

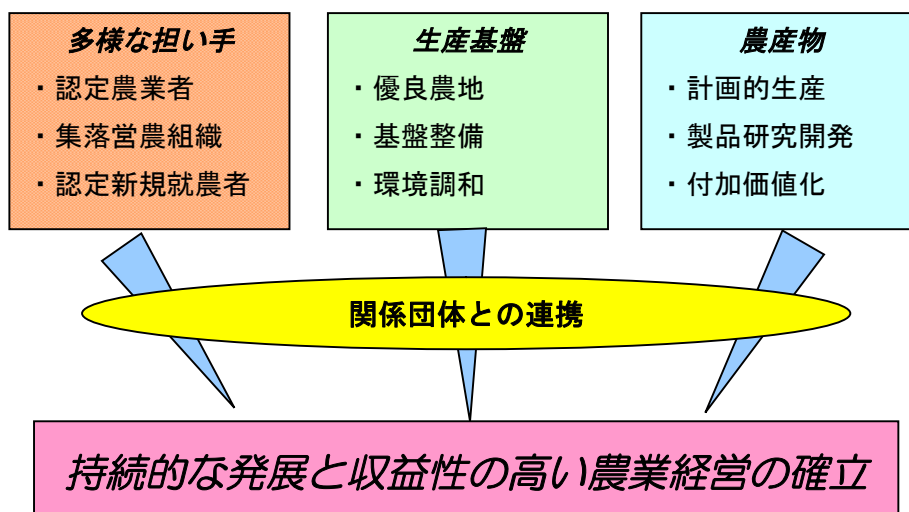
第2節 農業に関する施策（農業の持続的発展）

1. 現状と課題

これから10年程度の間、農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが想定される中で、農業が成長産業として持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給や多面的機能の発揮という役割を果たしていかなければなりません。

このためには、生産性と収益性が高く、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の需要の変化に対応しつつ安定的に農産物を生産・供給できる農業構造を確立することがこれまで以上に重要となってきます。

これらに対応するため、経営感覚を持った人材が活躍できるよう、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず、担い手の育成・確保を進めるとともに、担い手への農地の集積・集約化、農業生産基盤の整備の効果的な実施、需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築とそのための生産基盤の強化、スマート農業の普及・定着等による生産・流通現場の技術革新、気候変動への対応などの環境対策等を総合的に推進していく必要があります。



2. 主要施策

(1) 自然環境機能の維持増進

① 環境と調和のとれた農業生産活動の推進

- ・ 化学肥料や化学農薬の使用とその環境への影響を考慮し、環境保全型農業へ取組を促進

します。

・ドローンを活用したりリモートセンシングによる土壌診断や可変施肥の取組を推進し、作物や自然環境に適した農業生産の持続性向上に努めます。

(2) 食料自給率の向上

①食料供給力の維持

・持続可能な農業構造の実現に向け、次世代の担い手を確保するとともに、農地の集積化、荒廃農地の発生防止を推進することで、食料供給力の維持、向上に努めます。

②食料事情の情報提供

・国際的な食料事情や国内の食料事情について、適切に情報提供を行い、消費者の意識改善に努めるとともに、「食」に対する知識と正しい「食」を選び取る力を養い、栄養バランスに優れた日本型食生活の実践を推進します。

(3) 農業経営の安定

①計画的かつ効率的な生産

・農業者団体や県、市地域農業再生協議会等との連携のもと、稲作と両立した農畜産物の計画的かつ効率的な生産に向けた取り組みを支援します。

②スマート農業の推進

・高齢化や労働力不足を解消するための省力化・自動化、及び生産の安定化や高付加価値化による生産性の向上に向け、ICTやロボット技術、AI、5G回線等の先進技術導入への研究を進め、本市の農業経営形態に適合したスマート農業を推進します。

③畜産振興と産地化

・増加傾向にある秋田由利牛の繁殖に取り組む新規就農者や、規模拡大に取り組む若い担い手等の更なる掘り起こしを行い、経営の安定化を図りながら、低コスト生産技術の向上と、繁殖農家と肥育農家の連携による地域内一貫体系の確立と一大産地化を推進します。

・一方で、畜産経営の大規模化により、飼養管理に時間を取られ、粗飼料の自給生産が難しくなっていることから、良質な飼料の供給体制確立を推進します。

④収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進

・経営の安定化に向け、経営所得安定対策への取り組みや、借り受ける資金の利子負担等を軽減し各種制度資金の活用を促進します。

・頻発する自然災害のリスクを軽減し、経営の安定化を図るため、収入保険や園芸施設共済等への加入を促進します。

(4) 担い手の育成及び確保

①多様な担い手の育成確保

・由利本荘市就農定着支援チームが中心となり、県及び農協と協力しながら、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者や農業団体等に対し経営改善指導及び研修会や集落営農の法人化を促進するための座談会等の開催を行うことにより、地域の横のつながりを大切にしながら、農業の多様な担い手の育成・支援を推進します。

②青年層の新規就農と定着促進

・青年層の農業内外からの新規就農と定着促進のため、就農準備のための研修や就農後の早期の経営確立を支援するとともに、就農前段階からの技術習得から就農後の技術指導、農地確保、地域における生活の確立など、関係機関と連携し、地域の就農受入体制の充実に努めます。

③人・農地プラン実行による農地の集積・集約化

・実質化された人・農地プランの実行を通じて、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、より実効性を高めるため、関係機関を交えた話し合いを継続し、地域の実情に応じたプラン作成に努めます。

(5) 生産基盤及び優良農地の確保

①生産基盤・機械設備の確保拡充

・圃場の大型化や排水改良、農道等の基盤整備及び農業水利施設等の適切な更新、保全管理を計画的に推進します。

・生産設備や農業機械等の導入コストの軽減を図り、規模拡大及び生産コスト低減を推進します。

②優良農地の確保保全

・農業振興地域整備計画に基づき、適正な土地利用を推進するとともに、農振制度や農地転用許可制度を適切に運用し、生産性の高い優良農地の保全に努めます。

・農業委員会等と連携し、農地パトロール等巡回を行うことにより、遊休農地や耕作放棄地の解消に努めます。

・農業委員会や農業団体等と協力し、農地中間管理事業を核として基盤整備等を活用しながら、農地の流動化を図り、土地利用の高度化を促進します。

(6) 女性農業者が持つ力の発揮

①女性農業者の育成

・女性農業者が能力を最大限発揮し、農業経営へ積極的な参画をはじめ、より一層活躍できるよう意識の啓発を図ります。

・家族農業経営による女性の農業参画を促進し、女性が持つ感性を活かした取り組みによる経営の多角化や地域の活性化を図ります。

(7) 農産品等研究開発及び製品化の推進並びに6次産業化

①起業活動の推進

・生活研究グループや直売加工グループを中心とした、地産地消、伝統料理の継承、食品加工など農村地域の多様な資源を活かした取組を支援します。

・地域の農産品を提供する直売施設等を整備する取組を支援します。

②農商工連携・農業6次産業化の推進

・他産業との共同による新規商品、新メニュー開発の促進を図るため、農商工連携のさらなる円滑化を促進します。

・農業者自らが生産した農畜産物を自ら加工・販売することにより、製品化の推進及び付加価値による高所得化を推進します。

(8) 農業に関する団体等への支援及び連携

①農協等との連携

・市域を管内とする農協との連携のもと、生産指導や営農指導を行い、農産物の効率かつ適正な生産体制の構築及び地域農業の持続的発展を推進します。

目標値
◇肉用牛飼養頭数：令和2年4,657頭 → 5年後目標5,500頭
◇認定農業者数：令和2年現在803経営体 → 5年後目標830経営体 (うち法人：令和2年現在47法人 → 5年後目標60法人)
◇集落営農組織数：令和2年現在82組織 → 5年後目標85組織
◇家族経営協定締結件数：令和2年現在52件 → 5年後59件

- ◇担い手への農地集積：令和2年現在 70.6% → 5年後 80%
- ◇アスパラガス作付面積：令和2年現在 45 ha → 5年後 51 ha
- ◇ミニトマト作付面積：令和2年現在 5 ha → 5年後 6 ha
- ◇りんどう作付面積：令和2年現在 20 ha → 5年後 22 ha
- ◇小菊作付面積：令和2年現在 7 ha → 5年後 9 ha

出典：J A秋田しんせい第9次中期総合3カ年経営計画

第2期由利本荘市総合戦略

秋田由利牛繁殖素牛増頭対策5カ年計画「400頭増頭計画」

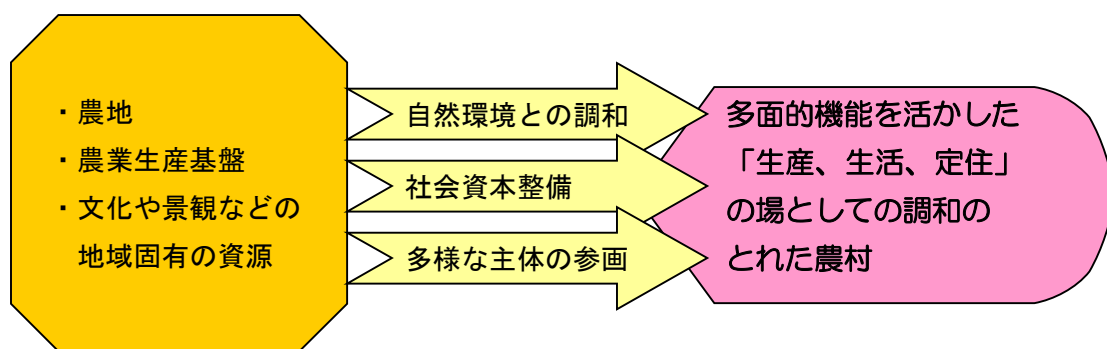
農業振興課調べ

第3節 農村に関する施策（農村の振興）

1. 現状と課題

農山漁村及び中山間地域等では、過疎化、高齢化が進む中、農林水産業の停滞と就業機会の減少が進行することにより、日常生活に必要な買い物、医療、交通等の確保が不十分な地域や、集落の維持が困難になっている地域の出現が予測されるなど、地域の活力の低下が懸念されます。

農村は多面的機能を有しており、国民・市民生活から見ても高い価値を有していることを踏まえ、住民の生活を維持するための効率的かつ効果的な社会資本整備、自然環境保全、防災等の条件整備に努めるとともに、地域文化等の地域資源を活用した新産業の育成、観光業との連携による交流促進、農山漁村のコミュニティの維持・再生といった取り組みを推進する必要があります。



2. 主要施策

（1）自然環境と共生する農村振興

①農村環境の保全

- ・農村地域に豊富に存在する稲わらや間伐材などのバイオマス資源を活用し、地域における再生可能エネルギーの生産・利用の拡大に向けた取り組みを推進します。
- ・農業農村の有する多面的機能（水路・農道・ため池等）の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金制度の活用により地域協働活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。

②農村におけるSDGsの達成に向けた取組の推進

- ・再生可能エネルギーの活用や農畜産物等の地産地消、地域資源を活用した地域経済循環

の構築等により、SDGsの達成に資する取組を支援していきます。

(2) 良好な定住の場及び良好な交流の場の形成

① 地域のビジョンづくり

・中山間地域直接支払制度の活用により、農用地や集落の将来像の明確化を支援するほか、農村が持つ豊かな自然や食を活用した地域の活動計画づくり等を支援します。

② 都市と農村の交流促進

・都市住民が農村を訪れ、美しい景観や食をはじめ、暮らしや文化に触れるなど、農家民宿や農家レストラン等、観光と連携した滞在型のグリーンツーリズムなどの取り組みを促進します。

(3) 中山間地域等への支援

① 農業生産活動の持続的支援

・中山間地域等の水田涵養、雨水の一時的な貯留、土砂崩壊防止等の国土保全上の多面的機能の保全を図り、都市住民を含む市民の財産と豊かな暮らしを守る取り組みを推進します。

(4) 集落機能の維持活性化及び持続的自立的発展に必要な条件整備

① 多様な主体の参画による集落機能の維持・再生

・日常生活における相互扶助や農地、集落道路、水路などの維持管理の問題解決の方法として、新規就農やUターン・Iターン等による幅広い形態での定住促進やNPO法人等の活動とも協調しながら、集落機能の維持再生の取り組みを促進します。

② 地域資源の保全及び活用による地域づくり

・自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の地域資源や特性を再発見し、それらを積極的に活用することで、魅力ある地域づくりを図ります。

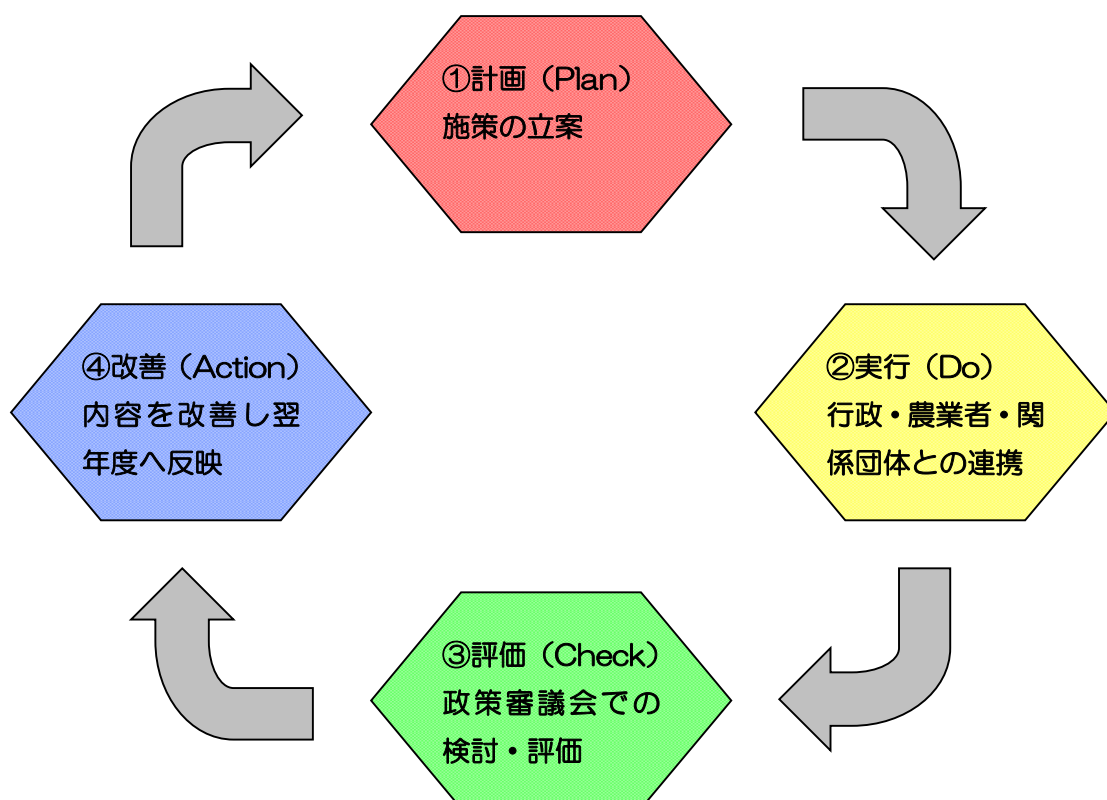
第5章 基本計画の着実な推進に必要な事項

1. 農業関係機関等との連携

基本計画を着実に実施するためには、市民の理解と協力が必要です。農業者はもとより、農協や秋田県をはじめとする関係機関等との十分な連携を図りながら地域農業の発展に向けた取り組みを推進します。

2. 基本計画の着実な実施と評価

厳しい財政事情の中で限られた予算を最大限有効に活用する観点から、目的に応じた施策の選択と集中的実施を行い、様々な観点からのコスト縮減と見直しに取り組み、効果的な施策の実施を図ります。PDCA サイクルによる施策の評価・検証を行い、新たな施策の実施や既存の施策内容の見直しを行うとともに、翌年以降の施策の改善に反映していく仕組みを構築し、基本計画の施策の実効性を高めていきます。



第6章 総合資料

1. 由利本荘市食料・農業・農村基本条例

平成23年3月25日

条例第9号

本市は、秀峰鳥海山、出羽丘陵の山々に生まれ、日本海に注ぐ子吉川を代表とする清流によって潤される肥沃な大地のもと、先人の英知と努力により水稲を中心に多彩な農畜産物を生産する農業地帯として発展し、私たちは多くの恩恵を享受している。

農業及び農村は、食料の生産だけでなく、林業水産業とともに、水資源や自然環境の保全に寄与し、農村に伝わる文化の伝承など多面的な役割を担っている。

しかしながら、経済の国際化、都市化の進展、食生活の多様化を背景に、農林水産業従事者の減少や高齢化など食料、農業及び農村を取り巻く環境は大きく変化してきている。

このことから、本市の農業及び農村の振興と発展を図っていくためには、私たち一人ひとりが食料、農業及び農村の日常生活に果たしている役割の重要性について理解を深めながら、農山村地域の役割や機能、意義を積極的に評価して振興を図り、都市機能とのバランスのとれたまちづくりを推進しなければならない。

ここに、本市の食料、農業及び農村に関する基本的な理念を明らかにしてその方向を示し、市民、農業者、農業団体及び事業者並びに行政との協働により、基幹産業である農業のさらなる育成を図り、六次産業化など商工業との連携により魅力ある農村を次世代へ継承するとともに、都市と農村が調和した豊かで住みよい地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、食料、農業及び農村のあり方についての基本理念を定め、市、農業者、農業団体、市民及び事業者の責務等を明らかにし、必要な施策等を定め推進することにより、持続的に発展する農業の確立並びに都市及び農村が調和した豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 食料のあり方についての基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全で安心できる食料を安定的に生産し供給することにより、食料に対する信頼を確保すること。
- (2) 地域で生産される食料の地域での流通及び消費を促進すること。
- (3) 食の重要性に対する理解を深め、地域固有の食文化の再評価と継承による食資源の

価値化と食育を推進すること。

- 2 農業のあり方についての基本理念は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 担い手又はその後継者が育成確保されること。
 - (2) 自然環境との調和を推進し、農地、農業用水その他の農業資源の保全及び利活用が促進され、自然循環機能を維持増進すること。
 - (3) 収益性の高い農業経営の確立を図り、地域の特長が活かされた持続的な農業を展開すること。
- 3 農村のあり方についての基本理念は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 多面的な機能を活かした生産及び生活の調和が図られること。
 - (2) 安心して暮らせる生活支援の仕組みが形成されること。
 - (3) 自然環境並びに地域の営みを資源として地域力が形成され、自然及び人間が共生できる調和の取れた生活・定住・交流の空間として整備かつ保全されること。

(林業及び水産業への配慮)

第3条 食料、農業及び農村に関する施策は、林業及び水産業との密接な関連性を有していることに鑑み、その振興に必要な配慮がなされるものとする。

(市の責務)

- 第4条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施するものとする。
- 2 市は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるときは、国及び県と連携するとともに、国及び県に対して施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。
 - 3 市は、食料、農業及び農村に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する市民の理解を深めるよう努めるものとする。
 - 4 市長は、第1項に規定する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(農業者の役割)

第5条 農業者は、自ら安全な食料の生産者であり、かつ、農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産する食料について積極的に情報を発信するとともに、安全で安心できる食料を安定的に生産及び供給し、農業及び農村の振興に関し主体的に取り組むよう努めるものとする。

(農業団体の役割)

第6条 農業団体は、食料、農業及び農村に関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるとともに、市に対し食料、農業及び農村に関する施策を

提言し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 農業団体は、専ら農業を営む者及び経営意欲のある農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができるよう生産、流通その他必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、食料、農業及び農村が日常生活に果たしている役割の重要性についての理解及び関心を深め、地域で生産される農畜産物を積極的に消費し、健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 食品産業の事業者は、食料、農業及び農村が日常生活に果たしている役割の重要性についての理解及び関心を深め、地域で生産された農畜産物を積極的に活用し、安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

(主要施策)

第9条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を食料、農業及び農村の主要な施策として、施策相互の有機的な連携を図りつつ推進するものとする。

- (1) 食料の安全及び安心の確保に必要な施策
- (2) ブランドの確立、流通・消費の活性化に必要な施策
- (3) 食育、食農教育・知識の普及に必要な施策
- (4) 農業の自然環境機能の維持増進に必要な施策
- (5) 食料自給率の向上に必要な施策
- (6) 農業経営の安定に必要な施策
- (7) 農業の担い手の育成及び確保に必要な施策
- (8) 生産基盤及び優良農地の確保に必要な施策
- (9) 女性農業者が持つ力の発揮に必要な施策
- (10) 農産品等研究開発及び製品化の推進並びに農商工等連携に必要な施策
- (11) 農業に関する団体等への支援及び連携に必要な施策
- (12) 自然環境と共生する農村振興に必要な施策
- (13) 定住と交流に必要な施策
- (14) 中山間地域等への支援に必要な施策
- (15) 地域資源利活用等による集落機能の維持活性化及び持続的自立的発展に必要な条件整備に必要な施策

- 2 前項に定める施策の推進については、市長が必要と認める場合は、隣接する地方公共団体と連携して推進するものとする。

(基本計画)

第10条 市長は、前条第1項に定める施策を総合的かつ計画的に推進するため、食料、農業及び農村基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するときは、由利本荘市食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

4 市長は、食料、農業及び農村を取り巻く情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは基本計画を変更するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第11条 市長は、基本計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(設置)

第12条 食料、農業及び農村に関する重要な事項を調査審議するため、由利本荘市食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、食料、農業及び農村に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。